

土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書

近年、日本の農業をめぐる状況はさまざま変化しており、その中でも農業従事者の高齢化は、今後もますます進むことが見込まれている。

一方、土地を農業用に開発・改良する行為など、いわゆる土地改良について定めた土地改良法では、その実施主体として土地所有者を組合員とした組織である「土地改良区」の設置が認められており、行政に代わって土地改良を行える仕組みになっているが、高齢を理由とした離農の増加による組合員の減少や、所有者以外が耕作する土地の増加などにより、組織体制の弱体化が問題となっている。

将来にわたって、農業を営むための良好な環境を維持し、農業従事者の所得向上を図るためには、土地改良区において、耕作者の意向が適切に反映される運営体制に移行し、業務運営を適正化することが必要である。

よって、国会及び政府においては、土地改良法を改正し、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現行制度で組合員資格が認められていない耕作者や所有者も、土地改良区の構成員として参加できる柔軟な制度を構築すること。
- 2 土地改良区の運営に耕作者の意向を反映するため、少なくとも定数の5分の3以上とする現行の理事要件を見直すこと。併せて、土地改良区的意思決定が適切に行えるよう、決定機関の設置要件を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員